

与薬依頼書について

保護者 様へ

あおば南草津保育園

1. 与薬に関するお願い

お子さまへの薬の投与は、必ず「与薬依頼書」に必要事項をご記入頂き、薬に添付して保育園の職員に直接手渡しをお願いします。

本来は、保護者に登園して頂き、薬を投与していただくことになっていますが、緊急やむを得ない場合で、保護者が登園できない場合は、保護者に代り保育園の担任が与えることにします。

2. 主治医の診察を受けるとき、お子さまが保育園に在園していること、保育園では原則薬の使用ができないことをお伝え下さい。

3. 薬は、お子さまを診察した医師による処方で調剤したもの、又はその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、市販薬や、期限が切れた薬は、保育園では投薬することは致しかねます。

4. 座薬は原則として行いません。熱性けいれん等、やむを得ず使用する場合は、医師からの具体的な指示書を添付して下さい。（初めて使用する座薬は保育園では対応致しかねます）

使用する際には、その都度保護者に連絡を致しますので、必ず連絡がつながるようにお願いします。

5. 投薬の判断を保育園側でしなければならない場合、保育園では判断を致しかねます。保護者にその都度判断をして頂くため、連絡をしますので予めご了承ください。

6. 慢性の病気（気管支炎・てんかん・アトピー性皮膚炎・糖尿病などの経過が長引くような病気）については、日常における投薬や処置について保育所保育指針により、子どもの主治医又は嘱託医の指示に従うとともに、相互の連携が必要となります。 ※長期の与薬につきましては、施設長にご相談下さい。

7. ご家庭から持参される薬について

(1)医師が処方した薬には、必ず「与薬依頼書」を添付して下さい。

また、処方された薬の説明書も添付して下さい。

(2)使用する薬は、一回ずつに分けて用意して頂き、保育園の担任に直接手渡しをお願いします。

(3)薬の袋や容器には、お子さまの名前及び食前・食後・食間の別を記入して下さい。

8. 与薬依頼書は、保育園受付に設置してあります。